

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金のご案内

支給対象世帯

* 令和5年12月1日（基準日）において留寿都村に住民登録がされており、以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ・世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課されていない
- ・世帯のうち、少なくとも一人が令和5年度住民税均等割のみ課されている
- ・世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている者の扶養を受けていない

* 「こども加算」については、支給対象世帯のうち18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童を扶養している世帯が対象となります。

支 給 額

- * **1世帯あたり10万円**を支給
- * こども加算対象世帯は、**児童1人あたり5万円**を加算



申 請 手 続

* 支給対象世帯に対し、令和6年3月18日付けで「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給要件確認書」を送付しておりますので、必要事項を記入の上、同封している返信用封筒により返送してください。

※ 確認書の提出期限は、**令和6年5月31日（金）**です。

* 本給付金の対象要件を満たしているにも関わらず確認書が届いていない方や、確認書が届いたがこども加算がされていない方等については、住民福祉課窓口にて申請をいただく必要があります。

支 給 日

* 確認書又は申請書の提出後、支給まで概ね2～3週間ほどかかります。提出書類の審査が完了しましたら、「支給決定通知書」により支給日をお知らせいたします。

お問い合わせ

留寿都村役場住民福祉課住民福祉係 ☎ 0136-46-3131

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場または最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。